

○大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例施行規則

平成 22 年 11 月 30 日

規則第 28 号

改正 平成 23 年 3 月 31 日規則第 6 号

平成 23 年 7 月 8 日規則第 11 号

平成 24 年 6 月 7 日規則第 11 号

平成 28 年 3 月 31 日規則第 7 号

平成 29 年 3 月 31 日規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例（平成 22 年条例第 24 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象の事業)

第 2 条 条例第 4 条第 1 号の規則で定める事業は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類により、次に掲げる事業の用に供する施設をいう。

- (1) 製造の事業
- (2) 情報通信技術利用事業（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 30 条に規定する事業をいう。）
- (3) 旅館、ホテル業（下宿営業を除く。）
- (4) 道路貨物運送業
- (5) 倉庫業
- (6) その他町長が特に認める事業

(奨励金の交付要件)

第 3 条 条例第 5 条第 3 項に規定する雇用促進奨励金は、次に掲げる要件のすべてを満たす新規雇用者について交付する。

- (1) 5 人以上であること。
- (2) 引き続き 1 年以上雇用されていること。
- (3) 雇用された日から 1 年を経過した日において、6 か月以上引き続き本町の区域内に住所を有すること。

(4) 稼動開始日の1年前の日から雇用された日の前日までの間に対象事業者が営む事業所(対象施設及び当該対象事業者が営む対象施設以外の事業所をいう。)を離職した者でないこと。

(奨励金の交付の時期)

第4条 奨励金の交付の時期は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める日以降とする。

(1) 事業所設置奨励金 対象施設に係る毎年度の固定資産税を完納した日

(2) 雇用促進奨励金 稼動開始日から起算して18月を経過した日

(委員会の運営等)

第5条 条例第8条に規定する委員会の運営その他必要な事項は、次のとおりとする。

2 委員の構成は、副町長、総務課長、企画課長、財政課長、産業振興課長及び税務住民課長とする。なお、町長が必要と認めるときは、その他の適任者を委員とすることができる。

3 委員会に会長及び副会長を置き、会長には副町長を、副会長には総務課長をもって充てる。

4 会長は、委員会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の過半数以上が出席しなければ、開くことができない。

6 委員会の事務局は、産業振興課に置く。

(奨励措置の申請)

第6条 条例第9条の規定による奨励措置を受けようとする対象事業者は、事業所の新設等の工事に着手する前に、大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例適用申請書(別記第1号様式)に事業計画書(別記第2号様式)を添えて、町長に提出しなければならない。

2 事業所設置奨励金を受けようとする対象事業者は、前項に規定するもののほか、事業所設置奨励金交付申請書(別記第3号様式)に固定資産税に係る納税証明書を添えて町長に提出しなければならない。

3 雇用促進奨励金を受けようとする対象事業者は、第1項に規定するもののほか、雇用促進奨励金交付申請書（別記第4号様式）を町長に提出しなければならない。

（奨励措置の決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請者に対して奨励措置を行うことを決定したときは、奨励措置決定通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

（奨励金の交付請求）

第8条 前条の規定による通知を受けた事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、事業所設置奨励金交付請求書（別記第6号様式）を、雇用促進奨励金の交付を受けようとするときは、雇用促進奨励金交付請求書（別記第7号様式）を町長に提出しなければならない。

（事業の開始）

第9条 事業者は、条例第10条の規定により、対象施設に係る事業を開始したときは、事業開始届（別記第8号様式）を町長に提出しなければならない。

（事業の変更等の届出）

第10条 事業者は、条例第10条の規定により、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

（1） 対象施設に係る事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき 事業休止（廃止）届（別記第9号様式）

（2） 第6条の規定による申請した内容を変更しようとするとき 事業計画変更届（別記第10号様式）

（3） 条例第12条の規定による奨励措置の承継をしようとするとき 事業承継届（別記第11号様式）

（奨励措置の取消し通知）

第11条 町長は、条例第13条の規定により奨励措置を取消したときは、奨励措置取消通知書（別記第12号様式）を、又は奨励措置を停止したときは、奨励措置停止通知書（別記第13号様式）を当該事業者に通知するものとする。

（奨励金の返還命令）

第12条 町長は、条例第13条の規定により事業者に奨励金の全部又は一部を返還させるときは、奨励金返還命令書（別記第14号様式）により行うものとする。

（委任）

第13条 奨励金の交付については、この規則に定めるもののほか、大多喜町補助金等交付規則（昭和55年規則第12号）に定めるところによる。

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

（大多喜町工場誘致条例施行規則の廃止）

2 大多喜町工場誘致条例施行規則（昭和58年規則第6号）は、廃止する。

（失効）

3 この規則は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成23年3月31日規則第6号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月8日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月7日規則第11号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第7号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第6条関係)

大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例適用申請書

大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

大多喜町長

様

所在地

名称

代表者名



1 新設(増設)事業所の投下固定資産総額

(1) 事業所の沿革

(2) 資本金

(3) 総従業員数

2 (新設・増設・移設)事業所の増加従業員数

3 事業所建設着手予定年月日及び完成予定年月日

4 事業開始予定年月日

第2号様式(第6条関係)

事業計画書

1 事業の種類

2 事務所又は事業所の名称

3 所在地

4 種類別投下固定資産計画

固定資産の種別	数量	金額 千円	備考
土地	m ²		
建物	延べm ²		(建物の構造)
機械装置			
附帯施設			
合計			

5 事業の内容及び資金計画の概要

6 事業所の位置図及び事業所敷地内の配置図

7 添付書類

- (1) 法人にあっては、法人登記簿謄本及び定款の写し
- (2) 個人事業者にあっては、住民票の写し又は住民票記載事項証明書(町において確認することができるときは、省略可)
- (3) 前項に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

第3号様式(第6条関係)

事業所設置奨励金交付申請書

年 月 日

大多喜町長

様

住 所(所在地)

名 称

氏 名(代表者名)



下記のとおり事業所設置奨励(助成)金の交付を受けたいので、大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例第9条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 年度 円

2 固定資産税額 円

添付書類：固定資産税に係る納税証明書

(表)

雇用促進奨励金交付申請書

年 月 日

大多喜町長

様

		フリガナ				雇用保険適用事業所番号													
①事業所名										—							—		
②住所		(〒 —)				③代表者名		④											
④事務担当者		氏名				役職													
		連絡先(②と同じ場合は省略可)		(〒 —)		電話() — (内線)													
⑤新設又は増設等に伴う稼動開始日に係る事項		稼動開始日		年 月 日		左記現在の常用労働者数		人											
		稼動開始日の3月前の日の前日		年 月 日		左記現在の常用労働者数		人											
		稼動開始日の3月後の日		年 月 日		左記現在の常用労働者数		人											
⑥稼動開始日の3月前の日以降稼動開始日の3月後の日までの新規雇用者数		人				⑦稼動開始日の3月前の日以降稼動開始日の3月後の日までの常用労働者の離職者数		人											
⑧稼動開始日の1年前から雇用された日の前日までの間に離職した者の再雇用の有無						有(人) ・ 無													
(新規雇用者個別記入欄)																			
①対象労働者		氏名	フリガナ				住所		大多喜町										
						生年月日		年 月 日											
②雇用開始日		年 月 日																	
③賃金		基本給 月額・日額 _____ 円 定期的に支払われる手当 1か月当たり _____ 円																	
④職種・業務内容・配属部署																			
⑤就業時間		____時____分から____時____分まで 週休____日 1週間当たり所定労働時間____時間 [補足事項]																	

(裏)

①対象労働者	氏名	フリガナ	住所	大多喜町
②雇用開始日	年 月 日			
③賃金	基本給 月額・日額 _____ 円 定期的に支払われる手当 1か月当たり _____ 円			
④職種・業務内容・ 配属部署				
⑤就業時間	_____ 時 _____ 分から _____ 時 _____ 分まで 週休 _____ 日 1週間当たり所定労働時間 _____ 時間 [補足事項]			
①対象労働者	氏名	フリガナ	住所	大多喜町
②雇用開始日	年 月 日			
③賃金	基本給 月額・日額 _____ 円 定期的に支払われる手当 1か月当たり _____ 円			
④職種・業務内容・ 配属部署				
⑤就業時間	_____ 時 _____ 分から _____ 時 _____ 分まで 週休 _____ 日 1週間当たり所定労働時間 _____ 時間 [補足事項]			
①対象労働者	氏名	フリガナ	住所	大多喜町
②雇用開始日	年 月 日			
③賃金	基本給 月額・日額 _____ 円 定期的に支払われる手当 1か月当たり _____ 円			
④職種・業務内容・ 配属部署				
⑤就業時間	_____ 時 _____ 分から _____ 時 _____ 分まで 週休 _____ 日 1週間当たり所定労働時間 _____ 時間 [補足事項]			
①対象労働者	氏名	フリガナ	住所	大多喜町
②雇用開始日	年 月 日			
③賃金	基本給 月額・日額 _____ 円 定期的に支払われる手当 1か月当たり _____ 円			
④職種・業務内容・ 配属部署				
⑤就業時間	_____ 時 _____ 分から _____ 時 _____ 分まで 週休 _____ 日 1週間当たり所定労働時間 _____ 時間 [補足事項]			
①対象労働者	氏名	フリガナ	住所	大多喜町
②雇用開始日	年 月 日			
③賃金	基本給 月額・日額 _____ 円 定期的に支払われる手当 1か月当たり _____ 円			
④職種・業務内容・ 配属部署				
⑤就業時間	_____ 時 _____ 分から _____ 時 _____ 分まで 週休 _____ 日 1週間当たり所定労働時間 _____ 時間 [補足事項]			

第5号様式(第7条関係)

奨 励 措 置 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

住 所(所 在 地)

名 称

氏 名(代表者名)

様

大多喜町長



年 月 日付けで申請のあった奨励措置について、下記のとおり決定したので、
大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例第9条第2項の規定により通知します。

記

1 事業所設置奨励金 年度 円

2 雇用促進奨励金 人 円

第6号様式(第8条関係)

事業所設置奨励金交付請求書

年 月 日

大多喜町長 様

住 所(所 在 地)

名 称

氏 名(代表者名)



年 月 日付け 第 号をもって決定のあった奨励金について、大多喜町
企業誘致及び雇用促進に関する条例施行規則第8条の規定により次のとおり請求します。

1 事業所設置奨励(助成)金請求額 円

2 振 込 先

金融機関名	銀行・農協 信金・信組	本店・支店 本所・支所	
預 金 種 目	1普通 2当座 3その他()	(ふりがな)	()
口 座 番 号		口座名義人	

第7号様式(第8条関係)

雇用促進奨励金交付請求書

年 月 日

大多喜町長

様

住 所(所 在 地)

名 称

氏 名(代表者名)



年 月 日付け 第 号をもって決定のあった奨励金について、大多喜町
企業誘致及び雇用促進に関する条例施行規則第8条の規定により次のとおり請求します。

1 雇用促進奨励金請求額 人 円

2 振 込 先

金融機関名	銀行・農協 信金・信組	本店・支店 本所・支所	
預 金 種 目	1普通 2当座 3その他()	(ふりがな)	()
口 座 番 号		口座名義人	

第8号様式(第9条関係)

事 業 開 始 届

下記のとおり事業を開始したので、大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例第10条の規定により届け出ます。

年 月 日

大多喜町長

様

住 所(所 在 地)

名 称

氏 名(代表者名)



記

- 1 事業所の名称及び所在地
- 2 事業所の事業を開始した年月日
- 3 奨励措置の決定を受けた年月日
- 4 事業所の事業を開始したときの規模
- 5 その他参考事項

第9号様式(第10条関係)

事業休止(廃止)届

下記のとおり事業を廃止(休止)しましたので、大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例第10条の規定により届け出ます。

年 月 日

大多喜町長

様

住 所(所在地)

名 称

氏 名(代表者名)



記

- 1 事業所の名称及び所在地
- 2 奨励措置の決定を受けた年月日
- 3 事業所の事業を開始した年月日
- 4 事業所の事業を廃止(休止)した年月日
- 5 事業所の事業を廃止(休止)した理由

第10号様式(第10条関係)

事 業 計 画 変 更 届

年 月 日付けで提出しました大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例適用申請書及び添付書類の記載事項を下記のとおり変更したいので承認くださるよう大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例第10条の規定により届け出ます。

年 月 日

大多喜町長

様

住 所(所 在 地)

名 称

氏 名(代表者名)



記

- 1 事業所の名称及び所在地
- 2 奨励措置の決定を受けた年月日
- 3 事業所の事業を開始した年月日
- 4 事業計画の変更箇所
- 5 事業計画の変更内容
- 6 事業計画の変更理由

第11号様式(第10条関係)

事 業 承 継 届

下記のとおり、事業を承継したいので、大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例第12条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

年 月 日

大多喜町長

様

住 所(所 在 地)

名 称

氏 名(代表者名)



記

- 1 奨励措置の決定を受けた年月日
- 2 新たに事業を承継する者(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名、個人にあつては住所及び氏名)
- 3 新事業所の名称
- 4 新事業種目
- 5 新事業開始予定年月日
- 6 承継予定年月日
- 7 承継の理由
- 8 承継の権利取得を証する書類

第12号様式(第11条関係)

奨励措置取消通知書

第 号
年 月 日

様

大多喜町長



年 月 日付け 第 号で通知した奨励措置について、大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例第13条の規定により次のとおり取消したので通知します。

取 消 し す る 奨 励 措 置	
事 業 所 の 住 所 (所 在 地)	
事 業 所 の 名 称	
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 事 由	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大多喜町長に対して審査請求をすることができます。この審査請求に対する採決を経た場合に限り、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大多喜町を被告として(訴訟において大多喜町を代表する者は大多喜町長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する採決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても採決がないとき。②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他採決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第13号様式(第11条関係)

奨励措置停止通知書

第 号
年 月 日

様

大多喜町長



年 月 日付け 第 号で通知した奨励措置について、大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例第13条の規定により次のとおり停止したので通知します。

停 止 す る 奨 励 措 置	
事 業 所 の 住 所 (所 在 地)	
事 業 所 の 名 称	
停 止 年 月 日	年 月 日
停 止 事 由	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大多喜町長に対して審査請求をすることができます。この審査請求に対する採決を経た場合に限り、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大多喜町を被告として(訴訟において大多喜町を代表する者は大多喜町長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する採決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても採決がないとき。②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他採決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第14号様式(第12条関係)

奨励金返還命令書

第 号
年 月 日

様

大多喜町長



年 月 日付け 第 号で交付した奨励金については、大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例第13条の規定により次のとおり奨励金の返還を命じるので通知します。

返還すべき奨励金及び金額	円
事業所の住所(所在地)	
事業所の名称	
返 還 期 限	年 月 日
返 還 方 法	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大多喜町長に対して審査請求をすることができます。この審査請求に対する採決を経た場合に限り、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大多喜町を被告として(訴訟において大多喜町を代表する者は大多喜町長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する採決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても採決がないとき。②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他採決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第 1 号様式（第 6 条関係）

第 2 号様式（第 6 条関係）

第 3 号様式（第 6 条関係）

第 4 号様式（第 6 条関係）

第 5 号様式（第 7 条関係）

第 6 号様式（第 8 条関係）

第 7 号様式（第 8 条関係）

第 8 号様式（第 9 条関係）

第 9 号様式（第 1 0 条関係）

第 1 0 号様式（第 1 0 条関係）

第 1 1 号様式（第 1 0 条関係）

第 1 2 号様式（第 1 1 条関係）

第 1 3 号様式（第 1 1 条関係）

第 1 4 号様式（第 1 2 条関係）